

壱岐市雇用機会拡充事業補助金 事業者募集！！

壱岐市では、市内で創業・事業拡大を行い雇用を創出する事業者さまに対し、設備資金や運転資金等の支援を行なっています。

令和7年10月に事業開始予定の事業者を募集しますので、ぜひご応募ください。

【説明会】 日時：令和7年6月10日（火） 13:30～14:30（13:00開場）

場所：壱岐市役所石田庁舎2階 第4会議室

【募集期間】 令和7年6月10日（火）～令和7年7月9日（水）

【応募方法】 申請書類を作成の上、壱岐市商工振興課へご提出下さい。

※申請書様式は壱岐市ホームページや各支所窓口にて入手できます。

【問合せ先】 壱岐市役所 商工振興課([TEL:0920-44-5009](tel:0920-44-5009))

※商工振興課は6月1日より石田庁舎1Fへ移転しました。

※申請をご検討の方は、お気軽にお問い合わせください。



ご応募
お待ちしております！

対象事業

令和7年10月に事業開始を予定している下記の事業等が対象となります。

① 壱岐市内における創業（事業承継含む）

※壱岐市に居住して創業する場合、**自らを「1人の雇用」とみなす**ことができます。

② 壱岐市内の事業所における事業拡大

※売上高等の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内に新たに従業員を雇用する必要があります。

※1週間の所定労働時間が20時間以上

補助対象経費

設備費・システム費、改修費、広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費、感染防止対策費

※設備費・システム費・改修費は、これらに係る減価償却費を対象にすることもできます。

★採択のポイント

①事業開始後の雇用者が確保されているか。

②補助が終わった後も雇用が継続・拡大されていくか。

③島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であるか。

④これまで島内になかった商品やサービスを提供し、島民の利便性向上に寄与する事業であるか。

⑤単なる老朽化施設や設備の更新・改修が目的の事業でないか。

⑥島内の同業他社との差別化が難しく、補助を受けることで競争関係を歪めかねない事業でないか。